

中里北部地区社会福祉協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、中里北部地区社会福祉協議会(以下、「本会」という)といい、事務所を本会の会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、中里北部地区(以下、「地区」という)内の各団体及び個人が協力し、地区住民の福祉を増進させることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- ① 地区住民の福祉を向上させるために調査、研究を行い、対策をたてる。
- ② 前項の対策を関係団体及び会員に伝えてこの会で活動する。
- ③ 福祉事業に対する理解と関心を高めるための諸活動をする。

(会 員)

第 4 条 本会は、地区内の町内会、自治会の会員及び地区に関係する諸団体の会員又は代表者を以て会員とする。

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- ① 会 長…… 1名
- ② 副会長…… 3名以内
- ③ 理 事…… 若干名
- ④ 会 計…… 2名
- ⑤ 監 事…… 2名
- ⑥ 顧問・相談役…… 必要に応じて置く。

(役員の仕事)

第 6 条

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 理事は、理事会を設け、本会の運営につき審議する。
- ④ 会計は、本会の経理を司る。
- ⑤ 監事は、本会の経理を監査する。
- ⑥ 顧問・相談役は、細則により定める。

(役員の仕事)

第 7 条

- ① 第5条の①②④⑤の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- ② 第5条の③⑥の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- ③ 役員に欠員が生じた場合、補欠により就任した役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(組 織)

第 8 条 本会は、第3条の事業を遂行するために次の部を置く。

- | | |
|--------|-----------|
| ① 渉外部 | ④ すこやか食事部 |
| ② 高齢者部 | ⑤ ふれあい部 |
| ③ 青少年部 | ⑥ 広報部 |
2. 部は、会長より委嘱された部員若干名をもって構成し、運営に当たる。
 3. 部の活動内容は、細則により定める。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は、総会、理事会、役員会とし、会長が招集する。

2. 総会は、評議員で構成し、毎年1回定例会を開く。但し、次の場合は、臨時総会を